

下水道用鋳鉄製マンホールふた  
(呼び 600) 用  
転落防止装置仕様書

平成 26 年 4 月 1 日

横須賀市上下水道局

# 下水道用鋳鉄製マンホールふた（呼び 600）用 転落防止装置仕様書

## 1. 適用範囲

この仕様書は、横須賀市が使用する下水道用鋳鉄製マンホールふた（呼び 600）に取付ける転落防止装置について適用する。

## 2. 品質

転落防止装置は、ひび割れ、傷等使用上有害な欠陥があってはならない。また、使用環境に対して相当の耐食性を有するものとする。

## 3. 材質

転落防止装置の材質は、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）又は JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に規定する SUS304 と同等以上のものとする。

## 4. 構造

- 4-1 転落防止装置は、本市の仕様書に基づく下水道用鋳鉄製マンホールふた（呼び 600）の枠に後付けが可能なものとし、固定装置が一体としてついているもので、開閉操作を行わなければ容易に外れない構造のものとする。
- 4-2 転落防止装置の固定装置には、その操作方法・製造業者・製造年を明示したプレート等を取付けるものとする。
- 4-3 転落防止装置の固定装置は、開閉操作部を黄色等により着色し、操作箇所を明示するものとする。
- 4-4 転落防止装置は、上方に開くものとし、開放時は自立し手持ち梯子として使用できる構造のものとする。
- 4-5 転落防止装置は、本市の仕様書に基づく下水道用鋳鉄製マンホールふた（呼び 600）の枠に取付けたとき、装置の間隔及び枠との隙間に直径 16cm の円が通過しない形状とする。

## 5. 性能

転落防止装置の荷重強さは、6. 試験方法に規定する試験を行った場合、表-1 の基

準値を満足しなければならない。

表－1 荷重強さの基準値

試験項目	基準値 (kN)
耐揚圧荷重強さ	転落防止装置の投影面積 (m <sup>2</sup> ) × 0.38 (MPa) × 1000 以上
耐荷重強さ	4.5 以上

## 6. 試験方法

この試験は、本市が定めた下水道用鋳鉄製マンホールふた（呼び 600）仕様書に基づき製作された枠に転落防止装置を正常に取付け、これを供試体として試験を行う。

### 6-1 品質試験

品質試験は外観及び寸法について確認する。

#### 6-1-1 外観試験

外観は目視によって調べる。

#### 6-1-2 寸法試験

製作図に基づいて、主要寸法を測定する。

### 6-2 材質試験

材質試験は、材質証明書等により確認する。

### 6-3 操作試験

枠と転落防止装置の供試体により、取付け、取外し等の操作性を確認する。

### 6-4 性能試験

#### 6-4-1 耐揚圧荷重強さ試験

転落防止装置の耐揚圧荷重強さ試験は、枠と転落防止装置を供試体とし、別図一①に示す方法により行う。

供試体を上下反転して試験機定盤上に載せ、供試体中央に厚さ 6 mm の良質のゴム板を敷き、その上に長さ 400 mm、幅 250 mm 及び厚さ 50 mm 程度の鉄製載荷板を転落防止装置全体に荷重がかかるように置く。その際、鉛直方向に加える試験荷重と載荷板が垂直になるように、枠の位置を調整する。

この箇所に、試験荷重を鉛直方向に一様な速さで加えた時に、転落防止装置の脱落、破損等の異常があってはならない。

#### 6-4-2 耐荷重強さ試験

転落防止装置の耐荷重強さ試験は、枠と転落防止装置を供試体とし、別図一②に示す方法により行う。

供試体を試験機定盤上に載せ、供試体中央部に厚さ 6 mm の良質のゴム板を敷き、その上に長さ 250 mm、幅 100 mm 及び厚さ 20 mm 程度の人の片足に相当する大きさの鉄製載荷板を置き、この箇所鉛直方向に一様な試験荷重を加えた時、転落防止装置の脱落、破損等があってはならない。

## 7. 検 査

検査はこの項に示す方法により行う。各検査は、自社又は第三者機関において実施するものとし、本市検査員の立会は原則として行わないものとする。

### 7-1 品質検査

品質検査は、当該仕様書に基づき制作された製品の中から 3 個準備し、外観検査以外の検査はその内 1 個によって行う。

#### 7-1-1 外観検査

外観検査は完成品 3 個により、「6-1-1 外観試験」を行い、「2. 品質」の規定に適合すれば合格とする。

#### 7-1-2 寸法検査

寸法検査は「6-1-2 寸法試験」を行い、「2. 品質」の規定に適合すれば合格とする。

### 7-2 材質検査

材質検査は「6-2 材質試験」を行い、「3. 材質」の規定に適合すれば合格とする。

### 7-3 操作検査

操作検査は「6-3 操作試験」を行い、「4. 構造」の規定に適合すれば合格とする。

### 7-4 性能検査

#### 7-4-1 耐揚圧荷重強さ検査

耐揚圧荷重強さ検査は、「6-4 性能試験」を行い、「5. 性能」の規定に適合すれば合格とする。

#### 7-4-2 耐荷重強さ検査

耐荷重強さ検査は、「6-4 性能試験」を行い、「5. 性能」の規定に適合すれば合格とする。

### 7-5 再検査

上記各項目の検査のいずれかにおいてその規定に適合しない場合は、その検査項目について再検査を行う。

再検査に使用する供試体は、残り2個について使用する。ただし、再検査項目については、供試体2個ともに合格しなければならない。

8. 製造工場検査

この仕様書に基づく製造工場における品質管理体制確認のための検査は自主検査とし、本市検査員の立会は原則として行わないものとする。

9. 検査費用

検査に供する製品費及び検査費用については製造業者の負担とする。

10. 適用日

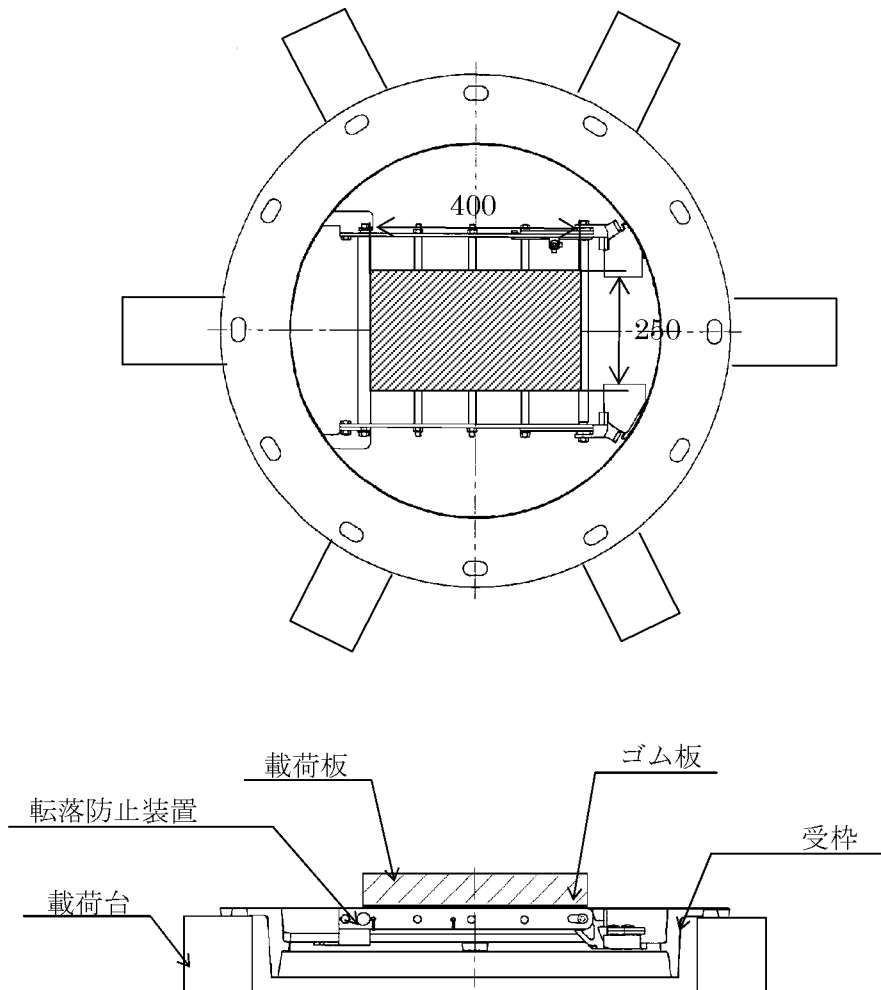
この仕様書は、平成26年4月1日から適用する。

11. 疑義

前各項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

別図-①

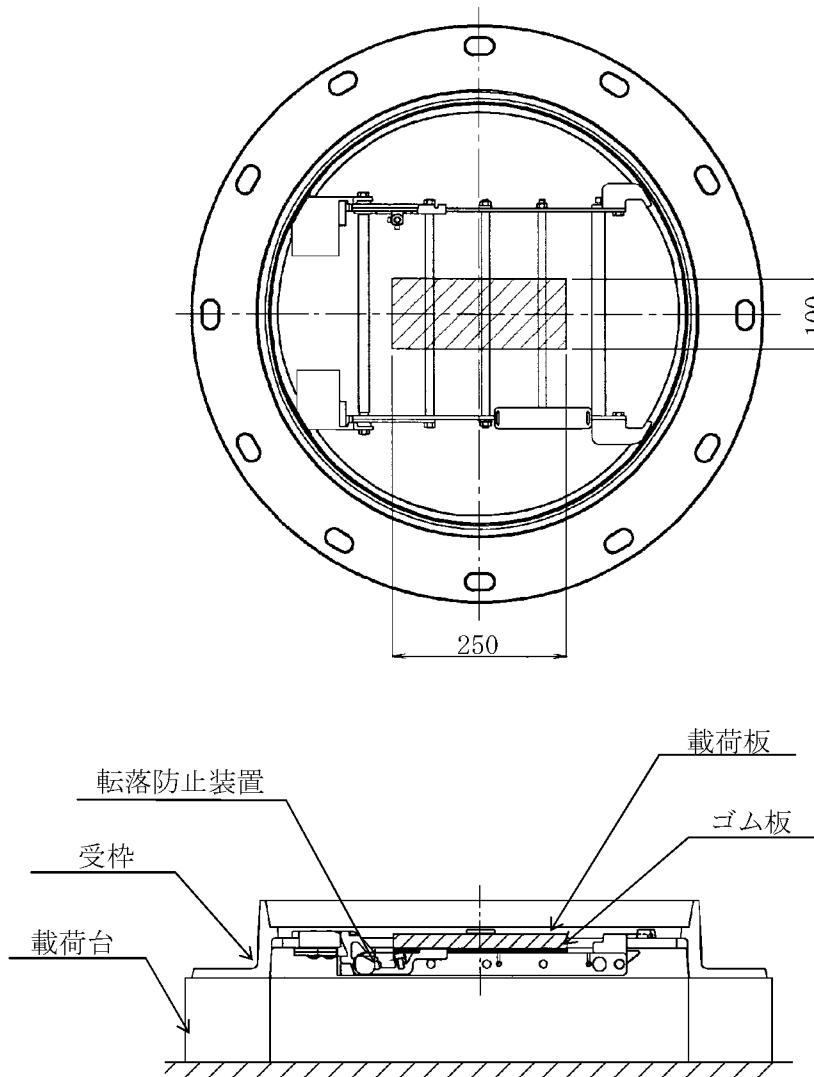
# 耐揚圧荷重強さ試験要領図



注) 本要領図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので、製品の形状を示すものではない。

別図-②

# 耐荷重強さ試験要領図



注) 本要領図は試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので、製品の形状を示すものではない。